

令和2年改正個人情報保護法について

弁護士 西 中 宇 絃
弁護士 新 澤 純

第1 はじめに

令和2年3月10日に第201回通常国会に提出されていた「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」が可決され、令和2年6月12日に公布されました。

本改正（以下、「令和2年改正個人情報保護法」又は「改正法」といいます。）は、平成27年改正個人情報保護法（平成27年9月に成立、平成29年5月30日に全面施行。以下、「現行法」といいます。）の附則12条3項に規定されている3年ごとの見直しに関する規定に基づき、関係団体・有識者からのヒアリングや実態把握、論点整理等を踏まえて、現行法の改正を行ったものです。

改正法は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされています（附則第1条）。

第2 令和2年改正個人情報保護法の概要

1 個人の権利の在り方

(1) 利用停止・消去等の個人の請求権の要件緩和

現行法は、本人が個人情報取扱事業者に対して当該本人が識別される保有個人データの利用停止・消去等の請求ができるのは、不正取得等の一部の法違反の場合に限定していましたが（現行法30条1項、同条3項）、改正法は、これらに加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも利用停止・消去等を請求できることとしています（改正法30条5項及び6項）。

(2) 保有個人データの開示方法の拡大

現行法は、本人が個人情報取扱事業者に対して当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができると定めており、請求を受けた個人情報取扱事業者は、一定の例外的場合を除き開示の義務を負い、書面を交付する方法により開示しなければならないとされていました（現行法28条1項、同条2項、施行令9条）。

改正法は、個人情報取扱事業者の開示の方法を電磁的記録の提供を含めて、本人が指示できるようにしています（改正法28条1項、同条2項）。

(3) 個人データの授受に関する第三者提供記録の開示

現行法は、個人情報取扱事業者に対し、個人データを第三者に提供したとき、及び個人データを取得したときに、それぞれ記録（以下、「第三者提供記録」といいます。）

の作成を義務づけていますが（現行法 25 条 1 項、現行法 26 条 3 項）、第三者提供記録は本人による開示請求の対象とはされていませんでした。

改正法は、本人が個人情報取扱事業者に対して、第三者記録の開示を請求できるようにしています（改正法 28 条 5 項）。

（4）短期保存データが保有個人データに含まれることに

現行法は、6 ヶ月以内に消去することとなる個人データ（短期保存データ）については、「保有個人データ」に含まれないとしていましたが（現行法 2 条 7 項、施行令 5 条）、改正法は、短期保存データについても、保有個人データに含めることとし、本人からの開示、利用停止等の請求の対象としています（改正法 2 条 7 項）。

（5）オプトアウト規定により第三者に提供できる個人データの範囲を限定

現行法は、個人情報取扱事業者が、第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報を除く。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、提供する個人データの項目等を公表等するとともに、個人情報保護委員会へ届け出たときは、当該個人データを第三者に提供できるとしていましたが（いわゆるオプトアウト規定。現行法 23 条 2 項）。

改正法では、要配慮個人情報だけでなく、不正取得された個人データとオプトアウト規定により提供された個人データについても、オプトアウト規定により第三者へ提供できる個人データから除外しています（改正法 23 条 2 項但書）。

2 事業者の守るべき責務の在り方に関する改正

現行法では、漏えい事案が生じた場合に個人情報保護委員会への報告や本人への通知を義務づける規定は存在しませんでした。

他方で、個人情報保護委員会は、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号。以下、「通則ガイドライン」といいます。）を平成 28 年 11 月 30 日に公表し、通則ガイドラインにおいて、「漏えい等の事案が発生した場合等において、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、個人情報取扱事業者が実施することが望まれる対応については、別に定める」こととし、当該対応の内容について、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」（平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号）において定めていました。

改正法では、漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合（ただし、一定数以上の個人データの漏えい、一定の類型に該当する場合に限定。）に、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を義務化しています（改正法 22 条の 2）。

3 データ利活用に関する施策の在り方

(1) 仮名加工情報に関する規定を創設

改正法では、イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和しています（改正法 2 条 9 項、改正法 35 条の 2～3）。

「仮名加工情報」とは、個人情報の区分に応じて措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいいます（改正法 2 条 9 項）。

なお、平成 27 年改正個人情報保護法において新設された「匿名加工情報」は、個人情報の区分に応じて措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいいます（現行法 2 条 9 項）。改正法においても「匿名加工情報」に関する規定は維持されており（条文番号のみ変更）、「仮名加工情報」と「匿名加工情報」は別概念ですので注意が必要です。

(2) 本人同意が得られていること等の確認の義務付け

改正法では、提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報（個人関連情報と定義）を第三者提供する場合に、個人関連情報の取扱事業者に対し、本人同意が得られていること等の確認を義務付けています（改正法 26 条の 2）。

4 ペナルティの在り方

(1) 命令違反の法定刑の引き上げ

現行法は、個人情報保護委員会による命令に違反した者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処するとしています（現行法 84 条）。また、個人情報保護委員会に対して虚偽の報告等をした者は、30 万円以下の罰金に処するとしています（現行法 85 条）。

改正法では、命令違反の場合の法定刑を 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に、虚偽報告等の場合の法定刑を 50 万円以下の罰金に、それぞれ法定刑を引き上げています（改正法 83 条、改正法 85 条）。

(2) 法人重科

現行法は、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、個人情報保護委員会による命令違反・虚偽報告等、データベース等不正提供をした場合、行為者だけでなく、法人又は人にも罰金刑を科すとしています。この場合の罰金刑の法定刑は、現行法 83 条～現行法 85 条に定め

るものと同じとされています（現行法 87 条 1 項）。

改正法では、データベース等不正提供罪、委員会による命令違反の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げ、1 億円以下の罰金としています（現行法 87 条 1 項）。

5 法の域外適用・越境移転の在り方

（1）外国事業者への適用

現行法は、日本国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、その者を本人とする個人情報を取得した個人情報取扱事業者が、外国において当該個人情報又は当該個人情報を用いて作成した匿名加工情報を取り扱う場合について、条文を限定して適用することとされています（現行法 75 条）。

改正法では、個人情報取扱事業者等が、日本国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、日本国内にある者を本人とする個人情報等を、外国において取り扱う場合についても適用するとしており、これによって、日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された個人情報保護委員会による報告徴収・命令の対象としています（改正法 75 条）。

（2）外国にある第三者への個人データ提供時の規律

現行法は、個人情報取扱事業者が外国にある第三者に個人データを提供する場合には、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならないとしています（現行法 24 条）。

改正法では、現行法の上記規律に加えて、本人の同意を得ようとする場合に、予め外国における個人情報の保護に関する制度、移転先事業者が講ずる個人情報保護のための措置、その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならぬとしています（改正法 24 条 2 項、同条 3 項）。

6 その他

以上の他、改正法では、違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する改正（改正法 16 条の 2）、認定団体制度について現行制度に加えて企業の特定分（部門）を対象とする団体を認定できるようにする改正（改正法 47 条 2 項）等がされています。